

児童厚生員等研修体系と 認定児童厚生員資格

— ご案内 —



支	え	る	人	を	
支	え	る	た	め	に

児童館は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、地域のこどもの居場所です。その活動は職員の資質と能力に大きく関わることから、児童健全育成推進財団（当時「全国児童館連合会」）では、昭和 51 年から児童厚生員を対象とした研修事業を開始し、こどもを支援する人材の養成に注力してきました。平成 4 年には、児童厚生員等研修を体系化するとともに、それに連動する認定児童厚生員資格制度を創設しました。平成 8 年には、全国の大学等における児童厚生員養成課程での資格認定及び全国の児童館連絡協議会が実施する児童厚生員等研修における資格認定を開始し、以来その普及・拡大を図っています。

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）では、全てのこどもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参す機会を確保することが明記され、こどもの居場所への期待が高まっています。また、こども大綱（令和 5 年）、こどもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年）等関係法令の制定・施行を踏まえ、児童館の機能・役割があらためて評価・検討され、令和 6 年には児童館ガイドライン（第 2 次改正）が発出されました。

これにあわせて、児童厚生員等研修体系とともに認定児童厚生員資格制度の見直しを行い、指定科目の名称や研修内容等をアップデートしました。こどもの多様なニーズに対応するこどものためのソーシャルワーカーの養成・資質向上を目指し、さらに体系と制度の推進を図ります。

■ 文中に使用する表記・略語について

- 資格等級をアラビア数字で表記していますが、正式には漢数字表記となります。
（正式表記→「児童厚生二級指導員」／略式表記「児童厚生 2 級指導員」）
- 育成財団 … 一般財団法人児童健全育成推進財団
- 県 児 連 … 都道府県・指定都市児童館連絡協議会
- 児童厚生員養成校 … 児童厚生員養成課程を設置する大学・短期大学等

目次

	I 児童厚生員等研修体系	1
	1. 研修体系化の目的	1
	2. 研修の対象者	2
	3. 研修の種別と指定科目	3
	II 認定児童厚生員資格制度	7
	1. 資格制度の目的	7
	2. 資格認定・取得システム	7
	3. 資格の種別と認定要件	8
	4. 指定科目の有効期限と読替	12
	III 資格の申請	15
	1. 申請方法と取得費用	16
	○ 児童厚生 2 級指導員の申請	16
	○ 児童厚生 1 級指導員の申請	18
	○ 児童厚生 1 級特別指導員の申請	20
	○ 児童健全育成指導士の申請	20
	2. 資格取得にかかる概括表	22
	3. 申請料・登録料計算フローチャート	23
	4. 認定児童厚生員資格 Q&A	24
	5. 申請前のチェックリスト	28
	○ 資格申請書等様式	30
	児童健全育成推進財団のご案内	34
	個人会員制度	35

I

児童厚生員等研修体系

1. 研修体系化の目的

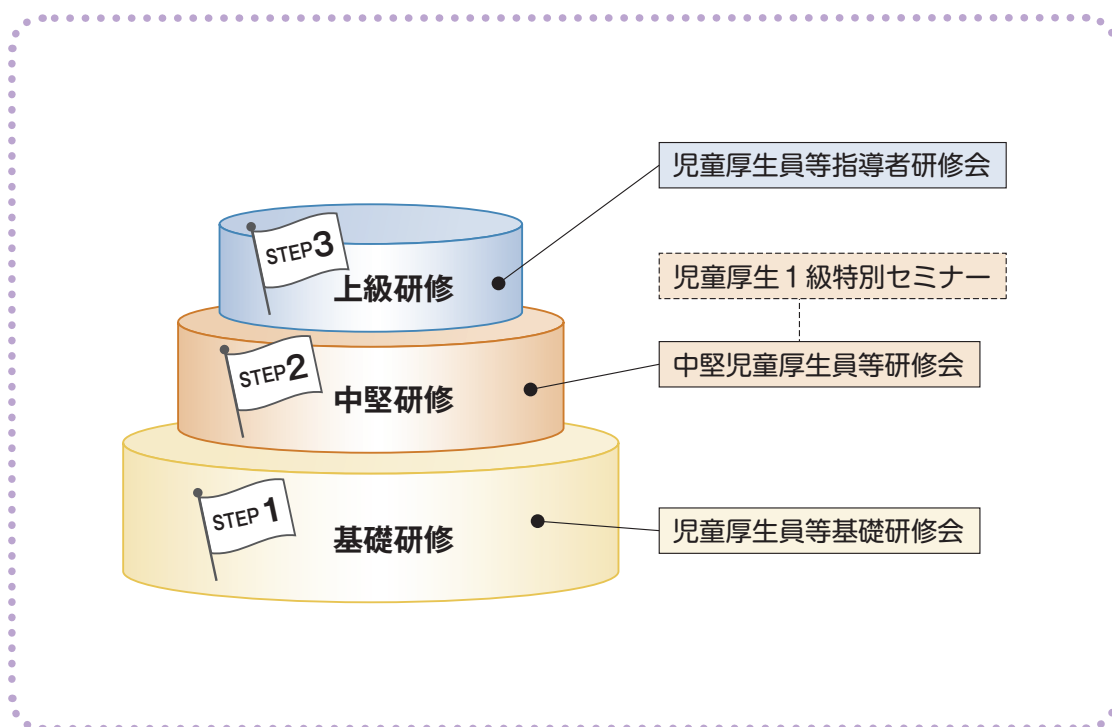
こどもを健やかに育成するためには、こども一人ひとりの個性や発達特性を理解し尊重して、遊びや生活の中で継続的に関わり、心身の発達増進を図ることが重要です。

児童厚生員（「児童の遊びを指導する者」児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条）には、こどもの声を聴き、こどもが楽しく過ごせるように遊びや日常生活を支援していくための知識や技術が求められます。また、こどもや子育て家庭の課題の発生予防や早期発見に努め、地域の専門機関等と連携して適切に対応するソーシャルワーカーとしての能力も期待されます。

児童館ガイドラインに児童館の機能・役割として示される、1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進、2 こどもの安定した日常生活の支援、3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応、4 子育て家庭への支援、5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進を実現するために、児童厚生員は倫理規範を遵守して自ら資質の向上に努めることが求められます。

そこで、育成財団では、研修の体系化によって、児童館・放課後児童クラブ職員のキャリアにあわせた研修システムを構築し、こども支援の質の向上、活動内容の充実、運営の安定を目指します。

階層別研修によるステップアップシステム



2. 研修の対象者

(1) 育成財団が実施する児童厚生員等研修の対象者

① 児童館職員

- 児童館（児童福祉法に規定する児童厚生施設）に勤務する現任職員
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
- ・施設長等

② 放課後児童支援員

- 放課後児童クラブ（児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業）に勤務する現任職員であって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく都道府県知事又は指定都市・中核市の長が行う研修を修了した放課後児童支援員

(2) 育成財団が実施する児童厚生員等研修の対象外となる場合

以下のいずれかに当てはまる場合は、児童厚生員等研修の対象外となります。

認定児童厚生員資格の取得も対象外となりますので申請できません。

- ① 児童福祉法に規定された児童館、放課後児童クラブ以外の施設・事業所に勤務する場合
- ② 学生アルバイト又はボランティア（有償を含む）で従事する場合
- ③ 週3日未満又は月12日未満の勤務、長期学休期間や産前産後休暇・育児休業期間の代替職員等として短期的に勤務する場合（目安として年間1000時間未満）
- ④ その他、児童厚生員等研修の目的・趣旨に合致しない場合

-
- 研修の参加申込みの際に、勤務状況に関する確認や証明書類の提出をお願いする場合があります。

3. 研修の種別と指定科目

STEP 1

基礎研修

児童館・放課後児童クラブの初任者を主対象とした研修です。

1 「児童厚生員等基礎研修会」

児童館の機能・役割や児童健全育成の目的、こどもの発達課題や遊びの意義等の理論科目と具体的な技術を修得する実技科目により、こどもや子育て家庭を適切に支援するための知識と技術の向上を目指します。

2 「地域分散型児童厚生員等基礎研修会」（児童厚生員等基礎研修委託事業）

都道府県・指定都市単位で児童厚生員等研修体系に準拠した基礎研修会を開催している県児連等があり、研修の参加機会が少ない地域の方々にも参加しやすい仕組みを構築しています。開催日や指定科目等は、県児連等が各地域でそれぞれ設定しています。

指定科目

No.	科目名	時間	科目のねらい	研修内容
1	健全育成	90分以上	児童福祉の理念と健全育成の意義、遊びを通じた健全育成等を理解する	児童福祉法等関係法令・通知、こどもの成育上の課題、こどもの遊びを通じた健全育成等について
2	こどもの権利	60分以上	こどもの権利、こどもの最善の利益を優先すること等を理解する	児童の権利に関する条約の理念と一般原則、第12条、第31条ほか、関係法令等について
3	児童館の機能と運営	90分以上	児童館の目的、施設特性、機能・役割、職員の職務、運営等を理解する	児童館の概要、種別特長、施設特性、社会的責任、職員の職務、児童館の運営等について
4	児童館の活動内容	90分以上	児童館の現状と課題、具体的な活動内容と運営上のポイント等を理解する	児童館ガイドラインの活動内容の各項目等について

No.	科目名	時間	科目のねらい	研修内容
5	こどもの発達理論	90分以上	発達理論の一般原則、遊びによるこどもの心身の発達等を理解する	こどもの発達の一般原則（発達段階理論、愛着理論、発達課題等）、遊びによる発達の促進等について
6	配慮を必要とするこどもの支援	90分以上	障害、不適切な養育等配慮を必要とするこどもとその支援方法等を理解する	さまざまな理由から生活に困難が生じているこども、悩みや課題を抱えるこどもの支援等について
7	こどもの安全対策	90分以上	こどものケガの予防、衛生管理、防災・防犯対策等安全対策等を理解する。	安全管理、ケガ・事故の防止、防災・防犯、健康・衛生管理、性被害防止、安全指導、安全計画の策定等について

No.	科目名	時間	科目のねらい	研修内容
8	個別援助活動	120分以上	ソーシャルワークの基本、ケースワークの原則、実践方法等を理解する。	ソーシャルワークの基本、ケースワークの原則、ケース会議・検討・記録等について（演習含む）
9	集団援助活動	120分以上	グループワークの原則、実践方法と展開過程等を理解する。	グループワークの原則、展開過程、プログラム構成のポイント、フィードバック等について（演習含む）
10	地域福祉活動	120分以上	コミュニティワークの原則、実践方法と展開過程等を理解する。	コミュニティワークの原則、展開過程、社会資源とネットワーク等について（演習含む）

No.	科目名	時間	科目のねらい	研修内容
11	ゲーム・運動遊び（実技）	90分以上	健全育成に資するゲームや運動遊びの実施・展開方法等の技術を習得する。	仲間づくりやレクリエーションゲーム、運動遊び、伝承遊び、自然体験・野外活動等の遊びのプログラム
12	表現活動（実技）	90分以上	健全育成に資する表現活動の実施・展開方法等の技術を習得する。	造形遊び、音楽・リズム遊び、身体表現遊び、科学遊び、児童福祉文化財を活用した遊び等の遊びのプログラム
13	救急法（実技）	180分以上	応急手当の基本や心肺蘇生法等、救急法の知識・技術を習得する。	応急手当、心肺蘇生法（成人、小児・乳幼児）、AEDの使用法、異物除去法、止血法、体位管理

STEP2

中堅研修「全国中堅児童厚生員等研修会」

こどもの健全育成に携わる中堅層の職員を対象とした研修です。

児童館・放課後児童クラブを地域福祉の観点から巨視的に捉えると同時に、こどもの健全育成と子育て支援活動の総合的理解を深め、こどものためのソーシャルワーカーとしての専門性を高めることを目的とします。



指定科目

No.	科目名	科目のねらい	研修内容
1	地域福祉演習	地域福祉活動等について体験的に理解を深める。	地域福祉の実践事例、地域福祉演習等について
2	レポートⅠ	実践レポートの作成方法を学び、実際に作成する。	実践をまとめる視点、文章構成、レポートの書き方、レポート作成実習、評価の視点等について
3	事例研究Ⅰ	事例を素材として、課題の捉え方や対応方法を討議し、考察力と実践力を高める。	具体的な事例を用いて、個性や普遍性を踏まえた考察・討議等について
4	特別講義	時宜に即して必要とされる新たな知識や情報を得て見識を広げる。	最新の施策動向、現代のこどもの課題、これからの健全育成活動のあり方、中堅職員としての心得等について

STEP2

児童厚生1級特別セミナー

児童厚生1級指導員資格取得者を対象として、こどもの健全育成に関する最新の情報を更新するとともに、自らの実践を振り返り、まとめ、発表に取り組み、プレゼンテーションの力を高めることを目的とした研修です。



指定科目

No.	科目名	科目のねらい	研修内容
1	特別講義	こどもに関連する最新の知識や情報を得て見識を広げる。	こどもの課題、これからの健全育成活動のあり方等、こどもの健全育成に関連する最新のテーマについて
2	実践発表	自らの実践をソーシャルワークの視点から整理し、プレゼンテーション力を養う。	自らの実践に関するプレゼンテーションとスーパービジョン、評価について

STEP 3

上級研修「全国児童厚生員等指導者研修会」

地域のこどもの健全育成活動についてリーダー的立場にある児童厚生員等を対象として、こどもや家庭、地域の直面する課題やこれからのこどもの健全育成活動について総合的に考察し、地域におけるこども家庭支援のスーパーバイザーを目指す研修です。



指定科目

No.	科目名	科目のねらい	研修内容
1	現代社会とこども	こどもを取り巻く社会環境の現状を把握し、今後の課題について考察する。	現代のこどもの現状と課題、これからの健全育成活動のあり方等について
2	成育相談の理論と実際	こどもの発達や福祉増進に関する相談活動について理解を深める。	相談援助の理論と演習について
3	運営・管理	施設を運営・管理するために必要となる視点や方法について総括的に理解を深める。	設備・備品、運営体制、運営内容、運営協議会等、規程、法令遵守、記録、広報、職員体制、職場倫理等について
4	レポートⅡ	実践内容を客観的に評価・検証し、小論文を作成する。	実践を理論化する方法、文章構成、論文の書き方、実習、評価の視点等について
5	事例研究Ⅱ	事例を素材として、課題の捉え方や対応方法を討議し、考察力と実践力を高める。	具体的な事例を用いて、個性や普遍性を踏まえた考察・討議等について
6	特別講義	時宜に即して必要とされる新たな知識や情報を得て見識を広げる。	最新のこどもの健全育成施策の動向、こどもの成育に関連する最新のテーマ等について

II

認定児童厚生員資格制度

1. 資格制度の目的

認定児童厚生員資格は、育成財団が独自に認定する制度です。創設の背景には、地域のこどもの支援に尽力しているにもかかわらず、児童厚生員の専門性があいまいで不安定な立場で配置されている現実がありました。

そこで、こどもの健全育成に従事する者が意図的、計画的に専門的知識・技術を身につけるための具体的指標として、平成4年（1992年）から研修体系に連動した資格制度がスタートしました。以来、児童厚生員の研修参加や資質向上へのモチベーションが高まってきました。

自治体や管理運営主体の中には、指定管理者制度下における職員養成の仕組みとして、また職員採用や雇用契約の更新等の優位要件等として、この資格を採用するケースがあります。

2. 資格の認定・取得システム

育成財団本部での認定

育成財団が主催する全国対象の研修において『児童厚生2級指導員』『児童厚生1級指導員』『児童厚生1級特別指導員』『児童健全育成指導士』の資格を取得することができます。

都道府県・指定都市児童館連絡協議会での認定

『児童厚生2級指導員』資格取得に必要な科目は、育成財団から委託する研修でも履修することができます。県内の児童厚生員を中心としながら、放課後児童支援員も参加することができる場合や、近隣県からの参加者を受け入れている場合もあります。

県児連が未設置の府県や資格認定業務を行っていない県児連もありますので、研修予定や資格認定の実施状況等については各県児連に照会してください。

☞ 県児連の連絡先は[育成財団のホームページ](#)から検索することができます。

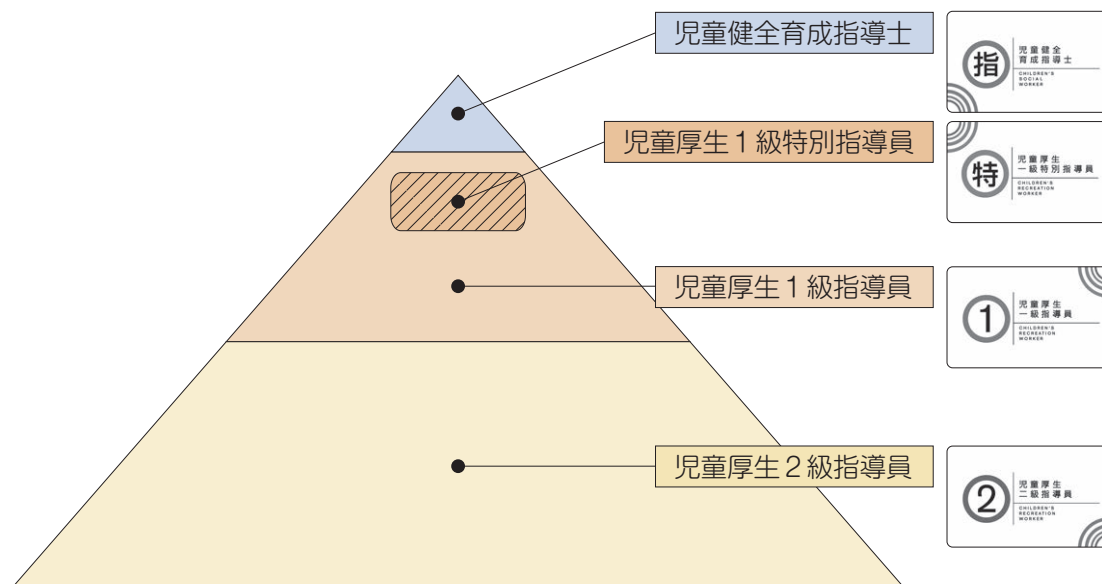
児童厚生員養成校での認定

育成財団が認定する大学、短期大学、専修学校において所定の課程を修了することにより「児童厚生2級指導員」又は「児童厚生1級指導員」資格を取得することができます。

児童厚生員や放課後児童支援員として就業する際に生かされる資格として認知されており、児童厚生員養成校での認定児童厚生員資格取得者を優先採用する児童館・放課後児童クラブの運営主体もあります。

☞ 児童厚生員養成校は、[育成財団のホームページ](#)から検索することができます。

3. 資格の種別と認定要件



児童厚生2級指導員

→ 申請方法は P16 へ

② 児童厚生
二級指導員
CHILD WELFARE
SECOND GRADE
GUIDE

児童館・放課後児童クラブの機能と活動内容について理解し、こどもの遊びや生活を通じた支援に直接的にかかわる職員のための基礎資格です。児童厚生員又は放課後児童支援員に着任から3年（36か月）以内に取得されることを推奨しています。

【認定要件】

現任者研修での 取得の場合	以下の2つの要件の両方を満たしている方が取得することができます。 ①児童館・放課後児童クラブの有給従事者であること。 ※『2. 研修の対象者』をご参照ください。(P2) ②育成財団が定める基礎研修の理論（10科目）と実技（3科目）のすべてを履修すること。
養成校での取得 の場合	児童厚生員養成校において所定の単位を取得すること。（卒業と同時に発行）

【有効期限】 無期限

児童厚生 1 級指導員

→ 申請方法は P18 へ



児童館・放課後児童クラブでこどもを支援するとともに、地域関係機関との調整や連携にあたるソーシャルワーカーとして、地域におけるこどもの健全育成・子育て支援活動を推進する専門職員のための資格です。

【認定要件】

現任者研修での取得の場合	以下の 4 つの要件をすべて満たしている方が取得することができます。 ①児童館・放課後児童クラブの有給従事者であること。 ②「児童厚生 2 級指導員」資格を取得していること。 ③育成財団主催の「中堅児童厚生員等研修会」を修了していること。 ④所定の資格認定試験に合格していること。 ※認定試験は原則的に「中堅児童厚生員等研修会」に合わせて実施しています。
養成校での取得の場合	児童厚生員養成校において所定の単位を取得していること。(卒業と同時に発行)

【有効期限】 無期限

児童厚生 1 級特別指導員

→ 申請方法は P20 へ



「児童厚生 1 級指導員」であって、特に実践力と発信力を向上させる職員のための資格です。刻々と変化するこどもや地域の状況についてアップデートし、自己研鑽の機会としていただくため有効期限を設けています。

【認定要件】

- 以下の 3 つの要件をすべて満たしている方が取得することができます。
- ①児童館・放課後児童クラブの有給従事者であること。
 - ②「児童厚生 1 級指導員」資格を取得していること。
 - ③育成財団主催の「児童厚生 1 級特別セミナー」にて所定の課題(実践発表等)を修了していること。

【有効期限】 原則 3 年間 (更新制)



児童健全育成指導士

→ 申請方法は P20 へ

こどもの健全育成や子育て支援など児童福祉事業に精通するスーパーバイザーとして、経験に裏付けられた理論と実践力を持つ職員のための資格です。取得者には、こどもにかかわる行政施策に関与するなど、広い視野と活動領域でこどもの健全育成の推進と児童館・放課後児童クラブの発展に寄与することが期待されます。

【認定要件】

以下の4つの要件をすべて満たしている方が取得することができます。

- ①児童館・放課後児童クラブの有給従事者であること。
- ②「児童厚生1級指導員」資格を取得していること。
- ③育成財団主催の「全国児童厚生員等指導者研修会」を修了していること。
- ④児童健全育成賞の応募方法に基づいて実践報告を投稿し、入賞していること。

【有効期限】 無期限

指定科目・課題一覧表（現任者研修体系科目）



科 目	所定時間	児童厚生 2級指導員	児童厚生 1級指導員	児童厚生1級 特別指導員	児童健全 育成指導士
I 健全育成と児童館の役割を理解する群					
健全育成	90分以上	◎			
こどもの権利	60分以上	◎			
児童館の機能と運営	90分以上	◎			
児童館の活動内容	90分以上	◎			
II こどもの発達と安全等を理解する群					
こどもの発達理論	90分以上	◎			
配慮を必要するこどもの支援	90分以上	◎			
こどもの安全対策	90分以上	◎			
現代社会とこども	120分以上				◎
III 対人援助の理論と方法を理解する群					
個別援助活動	120分以上	◎			
集団援助活動	120分以上	◎			
地域福祉活動	120分以上	◎			
地域福祉演習・実習	適 宜		◎		
成育相談の理論と実際	120分以上				◎
IV 具体的な技術を習得する群					
ゲーム・運動あそび	90分以上	◎			
表現活動	90分以上	◎			
救急法	180分以上	◎*			
V こどもの健全育成を総合的に理解する群					
運営・管理	90分以上				◎
事例研究Ⅰ	適 宜		◎		
事例研究Ⅱ	適 宜				◎
特別講義	適 宜		◎	◎	◎
VI 研修の成果と自己の実践を総括する群					
レポートⅠ	自己研修		◎		
レポートⅡ	自己研修				◎
認定試験	任意課題		◎		
実践発表	適 宜			◎	
実践報告	任意課題				◎
指定科目・課題数		13	5	2	7

※「救急法」は普通救命講習等の読み替えを基本とする。（P14 参照）

4. 指定科目の有効期限と読替

指定科目の有効期限

指定科目の有効期限は、履修日より5年間です。

資格申請する前に失効した科目がある場合は、当該科目の再履修が必要となります。

例：履修日が2025年4月1日の場合、有効期間は2030年3月31日まで

※ただし、上級研修（児童健全育成指導士）指定科目は除きます。

既履修科目の特例期間の設定について

認定児童厚生員資格制度にかかる指定科目の有効期限は、令和7年度より5年間に改正されました。

ただし、平成27年度から令和6年度までに履修している指定科目については、制度移行にともない、以下のとおり特例期間を設けています。

指定科目履修年度	有効期間の終了年度
平成27年度（2015年度）履修日	令和7年度（2025年度）履修日前日
平成28年度（2016年度）	令和8年度（2026年度）
平成29年度（2017年度）	令和9年度（2027年度）
平成30年度（2018年度）	令和10年度（2028年度）
令和元年度（2019年度）	令和11年度（2029年度）
令和2年度（2020年度）	令和12年度（2030年度）
令和3年度（2021年度）	令和13年度（2031年度）
令和4年度（2022年度）	令和14年度（2032年度）
令和5年度（2023年度）	令和15年度（2033年度）
令和6年度（2024年度）	令和16年度（2034年度）
令和7年度（2025年度）以降	履修日より5年間

基礎研修指定科目の読替

1 旧指定科目の読替

科目名が改正された指定科目は、以下のとおり読み替えることができます。
読替科目の有効期限についても 既取得科目の特例期間（P12 参照）が適用されます。

現行の科目名（令和7年度より）	旧科目名（令和6年度まで）
健全育成	⇐ 健全育成論
こどもの権利	
児童館の機能と運営	⇐ 児童館論Ⅰ
児童館の活動内容	⇐ 児童館論Ⅱ
こどもの発達理論	⇐ 児童の発達理論
配慮を必要とするこどもの支援	⇐ 配慮を要する児童の対応
こどもの安全対策	⇐ 安全指導・安全管理

2 指定機関・団体が実施する講習等による指定科目の読替

育成財団が指定する機関・団体が実施する研修では、認定児童厚生員資格の取得に必要な体系科目として以下のとおり読み替えることができます。

研修修了証又は有効期限のある資格認定証はいずれも発行日から5年間となります。

育成財団が未承認（委託、共催、後援等）の研修では、同種のテーマであっても読み替えられません。

「ゲーム・運動遊び」に読み替えられる研修修了証・資格認定証

- ① 一般財団法人児童健全成財団が主催する運動遊びプログラム「JUMP-JAM」スタッフトレーニングの修了証
※ DVD 視聴やオンラインで実施した 2020・2021 年度のスタッフトレーニングは対象外
- ② 公益財団法人日本レクリエーション協会が認定する「レクリエーション・インストラクター」の資格認定証。
- ③ 公益社団法人日本キャンプ協会が認定する「キャンプ・インストラクター」又は「キャンプディレクター」の資格認定証。
- ④ 公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会が認定する「公認ネイチャーゲームリーダー」又はその上位資格の認定証。

「救急法」に読み替えられる講習修了証・資格認定証等

- ① 各自治体の消防署が実施する「普通救命講習」（3時間）、又はその上位講習修了証
※ 「市民救命士講習」等講習名が異なるものであっても、消防署が実施する同じ内容の講習（3時間）の修了証についても読み替え可能
- ② 各自治体の消防署が実施する「応急手当普及員講習」の修了証
- ③ 消防機関が認めた「救急隊員」の経験があることを証明する書類
- ④ 「救急救命士」「看護師」等医療関連の国家資格を証明する書類
- ⑤ 日本赤十字社各県支部が実施する「救急法 基礎講習」（4時間以上）の受講証、又は「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」
- ⑥ 日本赤十字社各県支部が実施する「救急員養成講習」（10時間以上）の受講証、又は「赤十字救急法救急員（赤十字ファーストエイドプロバイダー）認定証」
※ 「赤十字幼児安全法」「赤十字救急法（短期講習）」は読み替え不可。



資格の申請

申請前のご確認

資格対象の確認

- この資格申請手続きは、現任者の研修を修了された方へのご案内となります。
※「研修の対象者」(P2)を確認してください。
- 資格申請時に児童館又は放課後児童クラブに所属・勤務されていない方は、資格を取得することはできないため、申請は受け付けられません。
- 認定要件が満たない場合は、申請書を返送するとともに、申請費用等が納付されている場合は、返金します。

申請書様式

- 「児童厚生 2 級指導員」(P30) 及び「児童厚生 1 級指導員」(P31) の申請書様式を添付しています。
- 認定証の発行・送付は、資格申請から 2 ヶ月程度を要する場合があります。

個人情報の管理

- 申請者の個人情報は、育成財団のプライバシーポリシーに則り適切に取り扱います。
- 資格保有者としての登録及び関連する研修の案内等の目的以外に使用されることはありません。

資格の発効

- 資格の発効は、資格取得者の申請書記載内容に基づくデータ登録日となります。

登録内容の変更

- 資格申請書に記載された氏名・住所等登録内容に変更が生じた場合は、様式 3「登録内容変更届」(P32) にて育成財団事務局にお知らせください。
※ 児童厚生員養成校にて資格取得された方が、認定証に記載された氏名を変更したい場合は、各卒業校でのお取り扱いとなります。

1. 申請方法と取得費用

児童厚生 2 級指導員の申請

② 児童厚生 2 級指導員
CHILDREN'S RECREATION WORKER

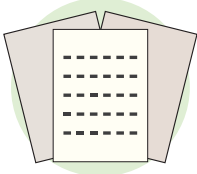
必要書類

1 「児童厚生 2 級指導員」申請書（様式 1）

所定の申請書様式（P30）に必要事項を記入します。

2 証明書類

基礎研修の理論科目（10 科目）と実技科目（3 科目）の履修を証明する書類（写し）が必要です。

- 「児童厚生員等基礎研修会」修了証、又は科目履修証

 修了証、科目履修証の有効期限をご確認ください。
- 県児連等発行の履修証、又は履修表
- 読替に必要な認定証 等

3 費用の振込（P19 参照）

下記費用を振込した後、振込日・振込金額等を申請書にご記入ください。
 郵便局での受領証や銀行 ATM 振込控をもって領収書にかえさせていただきます。

— 資格取得にかかる費用 —

費用の納付方法は申請先によって異なります。

Ⓐ 申請料	2,000 円	
Ⓑ 登録料	4,000 円	 育成財団個人会員は 2,000 円に減免されます。

※個人会員制度については P35 を参照してください。

申請先**① 県児連**

育成財団から資格認定業務を受託する県児連等に申請することができます。

県児連等に申請する場合、費用の納付方法を確認してください。

資格認定をおこなっていない県児連もあります。

☞ 県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。

(P7 参照)

② 育成財団事務局（送付先は裏表紙参照）

県児連等に申請できない場合は育成財団に直接申請してください。費用を振込した後、振込日・金額等を申請書に記入したうえで申請書類を送付してください。

登録・認定の手順

- ① 書類審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ② 「児童厚生2級指導員」の認定証を発行し申請者に送付します。

児童厚生 1 級指導員の申請

1 児童厚生
一級指導員
CHILDREN'S
RECREATION
WORKERS

必要書類

1 「児童厚生 1 級指導員」申請書（様式 2）

所定の申請書様式（P31）に必要事項を記入します。

2 証明書類

- 「中堅児童厚生員等研修会」修了証（写し）
 有効期限をご確認ください。
- 認定試験合格通知（写し）
- 「児童厚生 2 級指導員」資格認定証（写し）

3 費用の振込（P19 参照）

下記費用を振込した後、振込日・振込金額等を申請書にご記入ください。
 郵便局での受領証や銀行 ATM 振込控をもって領収書にかえさせていただきます。

— 資格取得にかかる費用 —

Ⓐ 申請料	2,000 円	
Ⓑ 登録料	5,000 円	 育成財団個人会員は 3,000 円に減免されます。

※個人会員制度については P35 を参照してください。

※「児童厚生 2 級指導員」資格を未取得の方が、「児童厚生 1 級指導員」資格申請書で同時に申請手続き（いわゆる「飛び級」申請）は令和 6 年度をもって廃止しました。

申請先

育成財団事務局（送付先は裏表紙参照）

費用を振込した後、振込日・金額等を申請書に記入したうえで申請書類を送付してください。

登録・認定の手順

- ① 書類審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ② 「児童厚生 1 級指導員」の認定証を発行し申請者に送付します。

「児童厚生 2 級指導員」及び「児童厚生 1 級指導員」の資格取得にかかる費用の納付方法

1 銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0465899

口座名義：一般財団法人児童健全育成推進財団

2 郵便振替での納付方法

【用紙】専用紙又は郵便局備え付けの振替用紙をご使用ください。

【記入方法】 下記記入例を参考にしてください。

郵便振替記入例 太枠内を記入してください。郵便局備え付け振込用紙を使用
 する場合は口座記号番号、加入者名も記入してください。

口座記号番号を記入

加入者名を記入

申請する事項を記入

都道府県から記入

払込取扱票														
00 東京		口座記号番号										金額		
		千	百	十	万	千	百	十	円					
0	0	1	4	0	6	4	6	5	8	9	9			
加入者名 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口										料金		備考		
認定児童厚生員資格（2級・1級） 個人会員（入会済み・入会希望・希望無し）														
おとこ（郵便番号） 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-▲-■ ○○マンション△△号 育成 花子 様														
（電話番号） 03 - 3486 - 5141 （をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 東 第 49161 号） 部には何も記入しないでください。														

該当する額を記入

口座記号番号を記入

加入者名を記入

記載事項を訂正した場合は、その箇所印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

児童厚生 1 級特別指導員の申請



必要書類や申請方法

児童厚生 1 級特別セミナー合格者への通知をご覧ください。

1 「児童厚生 1 級特別指導員」申請書

申請書は「児童厚生 1 級特別セミナー」実践発表合格者に配付します。

※この冊子には添付されていません。

2 添付書類

- ・「児童厚生 1 級指導員」資格認定証(写し)

— 資格取得にかかる費用 —

Ⓐ 申請料	不要
Ⓑ 登録料	不要

登録・認定の手順

- ① 書類審査を経て登録されます。
- ② 「児童厚生 1 級特別指導員」の認定証を発行し申請者に送付します。

児童健全育成指導士の申請

必要書類

1 「児童健全育成指導士」申請書

育成財団に申請書様式を請求し、必要事項を記入します。

2 添付書類

- ・「全国児童厚生員等指導者研修会」修了証(写し)
- 紛失等による再発行は、手数料 1,000 円を申し受けます。(様式 4 : P33)

— 資格取得にかかる費用 —

Ⓐ 申請料	2,000 円	
Ⓑ 登録料	6,000 円	☞ 育成財団個人会員は 4,000 円に減免されます。

※「児童健全育成指導士」は、申請の時点で実践報告が「児童健全育成賞」に入賞していることが認定要件となります。

「児童健全育成賞公募要領」の概要は P21 を参照してください。

参考

「児童健全育成賞」公募要領（概要）

「児童健全育成賞」は、児童健全育成に関する優れた実践報告を褒賞する事業です。

毎年9月に公募を開始、11月末に応募締め切り、1月の審査を経て3月に決定、入賞者への通知、3月～4月に公表しています。

1. 応募要領 (1) 対 象

児童福祉施設（児童館、児童養護施設等）、地域組織（母親クラブ、子ども会等）、放課後児童クラブ、こどもの居場所、家庭相談員、里親等における児童の健全育成に関する活動の具体的実践報告

(2) 応募の要件

- ① 応募者の実践に基づいた報告であること
- ② 他の企画に応募した重複投稿、又は同じ内容についての実践報告でないこと
- ③ 再応募する場合は、その間の経過や発展性を追記すること
- ④ 複数年以上の活動期間がある実践報告であること
- ⑤ 個人情報やプライバシー等の倫理面に配慮すること
- ⑥ 業務に関わる実践報告は、所属長及び関係者の了解を得ること

(3) 書式・体裁等

- ① A 4 縦、横書き
- ② Microsoft Word 使用
- ③ 32 字×25 行×15 枚（枚数厳守）
- ④ フォントは MS 明朝を使用し、和文で執筆する

(4) その他

- ① 原稿は、メール添付又は電磁的記録媒体による提出が可能です
- ② 実践報告の内容について確認を行う場合があります
- ③ 応募原稿は返却しません

2. 審 査 学識経験者、行政担当者、現場実践者等で構成する運営委員による一次審査（予備審査）を経て、審査委員による二次審査（本審査）を行います。

【審査項目】(1) 活動の先駆性、普及性、社会的効果性

- (2) 地域（地域住民、各施設、行政など）との連携状況
- (3) 自己の活動への客観的検証
- (4) 文章構成における論理性
- (5) 実践記録としての価値

3. 褒 賞 (1) 「優秀賞」… 特に優れた実践報告 1 編（賞金 30 万円）
 (2) 「佳 作」… 優れた実践報告 4 編（賞金 5 万円）
 (3) 「奨励賞」… 佳作に準ずる実践報告（賞金 3 万円）

4. 発 表 入賞した実践報告は、日本児童学会誌『児童研究』に掲載されます。

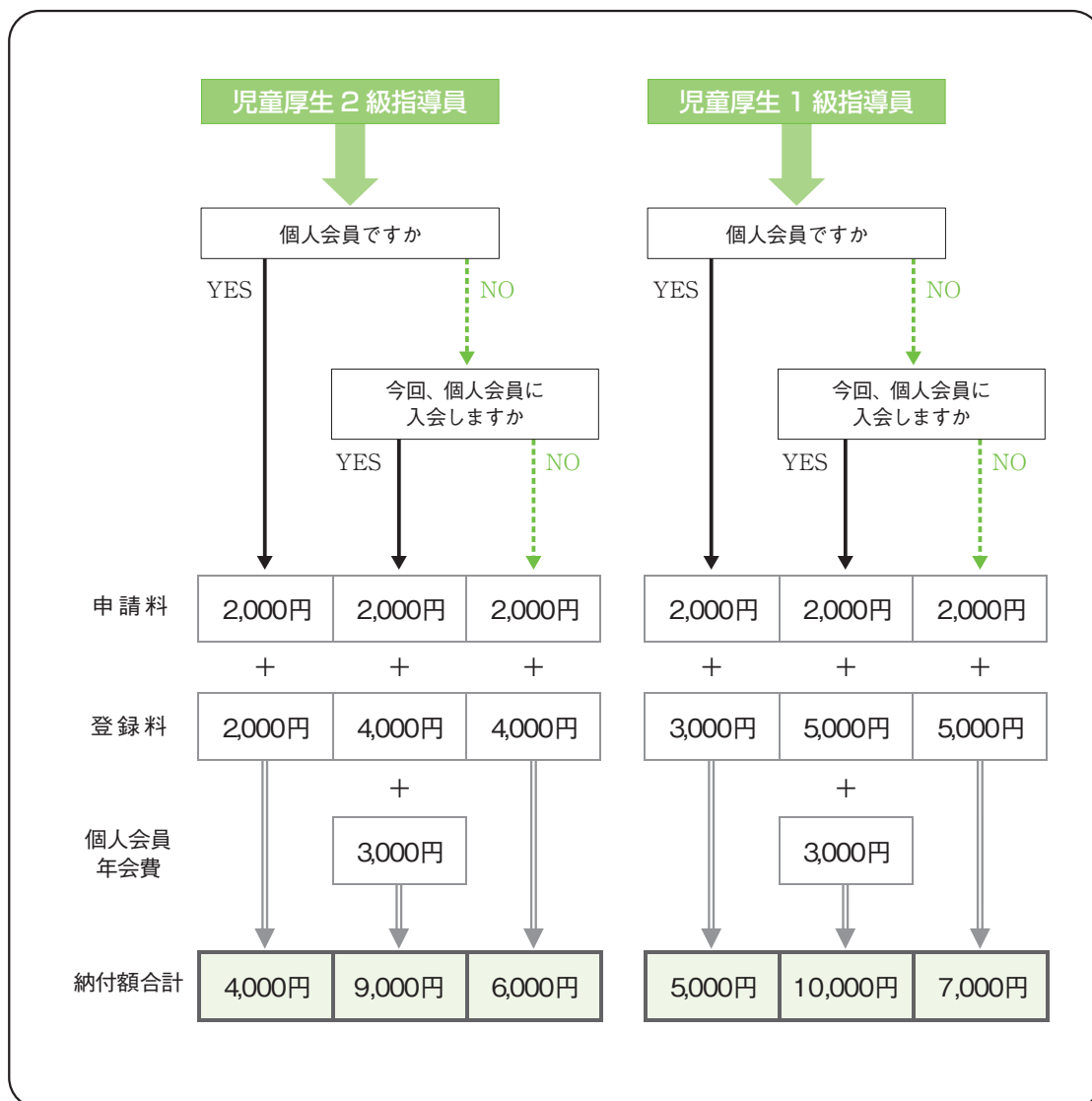
5. 主 催 一般財団法人児童健全育成推進財団

2. 資格取得にかかる概括表

		児童厚生2級 指導員	児童厚生1級 指導員	児童厚生1級 特別指導員	児童健全 育成指導士
該当する研修会		児童厚生員等 基礎研修会	中堅児童厚生員等 研修会	児童厚生1級 特別セミナー	児童厚生員等 指導者研修会
勤務経験		勤務年数不問	5年(60か月)以上	5年(60か月)以上	8年(96か月)以上
審査方法		書類審査	筆記試験 + 書類審査	実践発表	実践報告
資格の有効期限		無期限	無期限	原則3年間	無期限
資格更新		不要	不要	指定講習受講 + 実践発表審査	不要
諸 費 用	申請料	2,000 円	2,000 円	不要	2,000 円
	登録料※	4,000 円	5,000 円	不要	6,000 円
県児連等での認定		○	×	×	×
児童厚生員養成校 での資格取得		○	○	×	×

※個人会員の方は登録料がそれぞれ 2,000 円減免されます。

3. 申請料・登録料計算フローチャート



4. 認定児童厚生員資格Q & A

共通

Q1 この資格を取得することにどのようなメリットがありますか？

A

児童厚生員・放課後児童支援員として、こどもの健全育成の従事者として必要な知識や技術を系統的に修められた証となります。名刺やネームプレートへの表記、履歴書・プロフィールなどにご活用いただいています。

また、管理運営主体によって、職員採用や雇用契約の更新の優位要件とするなど処遇に反映されているケースもあります。

Q2 研修会修了証が旧姓で発行されていますが資格取得に有効ですか？

A

はい。申請書の所定欄に旧姓を記入し、旧姓の修了証又は履修証・履修表を添付してください。証明資料として有効です。

Q3 資格の認定証が旧姓表記になっているため新姓で再発行できますか？

A

はい。育成財団で取得された方は再発行できます。（様式4）証明書類等発行依頼書（P33）をご送付ください。児童厚生員養成校で資格を取得された方は、財団では再発行することができません。各養成校にお問い合わせください。（P15 参照）

また、改姓履歴のある住民票や旧姓併記のマイナンバーカード・運転免許証等の添付によって、旧姓を証明することが可能となります。詳細については、各提出先にお問い合わせください。

Q4 児童厚生員養成校（大学、短大等）で資格を取得したが認定証を再発行してもらえますか？

A

いいえ。児童厚生員養成校での取得者は各卒業校にご照会ください。

Q5 申請してからどのくらいで認定証が届きますか？

A

申請時期により、育成財団に直接申請された場合で1.5～2ヶ月程度、県児連へ申請された場合はそれ以上の日数を要することがあります。

● 「児童厚生2級指導員」について ●

Q6 履修した科目の有効期限が過ぎた場合は、その科目だけを取り直せばいいですか？

A はい。失効した科目だけを再履修してください。

Q7 旧指定科目の履修証・履修表は有効ですか？

A はい、有効です。資格申請時に旧指定科目の履修証等を添付してください。なお、平成27年度から令和6年度までに履修されている指定科目については新制度への移行にともなう特例期間を設けています。P12をご参照ください。

Q8 旧指定科目の「健全育成論」を履修してれば、新指定科目の「こどもの権利」を履修せずに資格申請できますか？

A はい。有効期限内であれば、新指定科目の「健全育成」と「こどもの権利」2科目分として読み替えられます。なお、改正児童館ガイドラインでは、職員自ら進んでこどもの権利について学習することとされていることから履修されることをお勧めします。

Q9 履修した科目の有効期限は5年後のいつですか？

A 履修した日から5年後の履修日前日に失効します。
例：履修日が「2025年4月1日」の場合
→「2030年3月31日」まで有効

Q10 受講日や履修者氏名が記載されていない履修証・履修表は無効ですか？

A はい、無効です。

Q11 「ゲーム・運動遊び」を2回履修しているが、実技科目2科目分の履修となりますか？

A いいえ。資格申請には、実技科目の「ゲーム・運動遊び」のほか「表現活動」「救急法」の履修が必修となります。

Q12 「救急法」はどこで受けられますか？

A

各市町村の消防署等で実施される「普通救命講習」、又は日本赤十字社の各県支部で実施される「救急法 基礎講習」等で受講することができます。

→ P14 参照

Q13 他団体が発行する認定証で科目を読み替える際、有効期限は何年ですか？

A

研修修了証又は有効期限のある資格認定証はいずれも発行日から5年間となります。

Q14 所属する自治体に県児連がありませんが、どこで研修を受けますか？

A

育成財団が毎年開催する児童厚生員等基礎研修会へのご参加をご検討ください。また、近隣の県児連で他県の参加者を受け入れている場合がありますのでご確認ください。県児連の連絡先は育成財団のホームページ（P7 参照）から検索することができます。

Q15 放課後児童支援員も県児連で研修を受けられますか？

A

県児連によって対応が異なります。それぞれ該当する県児連にお問い合わせください。県児連の連絡先は育成財団のホームページ（P7 参照）から検索することができます。

Q16 「児童厚生2級指導員」資格に有効期限はありますか？

A

いいえ。有効期限はありません。

Q17 県児連で受講した履修証・履修表を紛失しました。再発行できますか？

A

各県児連によって対応が異なります。それぞれ該当する県児連にお問い合わせください。県児連の連絡先は育成財団のホームページ（P7 参照）から検索することができます。

● 「児童厚生 1 級指導員」について ●

Q18 認定試験はいつ実施されますか？

A

中堅児童厚生員等研修会の日程に合わせて実施します。
詳細は育成財団ホームページ等でご確認ください。

Q19 試験を過去の研修で受けませんでした。これから 1 級資格を取得するにはどうすればいいですか？

A

所定の認定試験を受験していただくことになります。お申し込みについてはホームページ等でご確認ください。資格申請期限は中堅研修修了日から 5 年以内となります。

Q20 「児童厚生 1 級指導員」資格は有効期限はありますか？

A

いいえ。有効期限はありません。

Q21 「児童厚生 2 級指導員」資格と「児童厚生 1 級指導員」資格を同時に申請できますか？

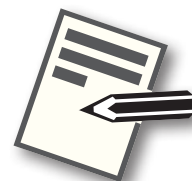
A

はい。「児童厚生 1 級指導員」「児童厚生 2 級指導員」それぞれの申請方法で手続きをお願いします。なお、1 枚の申請書で同時に手続きを行う、いわゆる「飛び級」制度は令和 6 年度をもって廃止しています。



5. 申請前のチェックリスト

児童厚生 2 級指導員



ステップ 1 (全員共通)

確認事項	チェック	参照
様式 1 (申請書) に漏れなく必要事項を記入しましたか?	☐	P30
理論科目 10 科目、実技科目 3 科目の履修を証明する書類 (修了証、履修証・履修表) のコピーは添付しましたか?	☐	P16
個人会員の入会者特典 (減免) を確認しましたか?	☐	P35
申請料・登録料を納付しましたか?	☐	P19

ステップ 2

育成財団へ直接申請する方

確認事項	チェック	参照
申請書に振込日・振込金額・振込人名を記入しましたか?	☐	P19
必要な書類 (申請書・修了証又は履修証・履修表のコピー) を同封しましたか?	☐	P16
封筒裏にあなたの住所・氏名を書きましたか?	☐	—

県児連へ申請する方

確認事項
申請方法、認定時期、費用振込方法等については県児連によって異なります。県児連にご確認ください。

県児連の一覧は育成財団ホームページ (P7 参照) に掲載しています。

すべてチェックできたら送付してください。

普通郵便で差し支えありませんが、個人情報の送付にご不安な場合は、郵便局から簡易書留、書留郵便、レターパックプラス等追跡可能な方法にてご送付ください。

児童厚生 1 級指導員



ステップ 1 (全員共通)

確 認 事 項	チェック	参 照
様式 2 (申請書) に漏れなく必要事項を記入しましたか？	☐	P31
育成財団主催の「中堅児童厚生員等研修会」の修了証のコピーを添付しましたか？	☐	P18
「児童厚生 1 級指導員」資格認定試験の合格通知のコピーを添付しましたか？	☐	
「児童厚生 2 級指導員」資格認定証のコピーを添付しましたか？ また、申請書に認定番号を記載しましたか？	☐	
個人会員入会者特典 (減免) を確認しましたか？	☐	P35
申請料・登録料を納付しましたか？	☐	P19

ステップ 2

申請書に振込日・振込金額・振込人名を記入しましたか？	☐	
必要な書類 (申請書・修了証・合格通知・2級資格認定証のコピー) を同封しましたか？	☐	P18
封筒裏にあなたの住所・氏名を書きましたか？	☐	—



すべてチェックできたら送付してください。

普通郵便で差し支えありませんが、個人情報の送付にご不安な場合は、郵便局から簡易書留、書留郵便、レターパックプラス等追跡可能な方法にてご送付ください。

児童厚生二級指導員 資格申請書

ふりがな		生年月日	西暦	年	月	日生
氏 名	※ 添付証明書と異なる場合…旧姓：	連絡先				
		メールアドレス				
自宅住所	〒 都道府県					

運営団体	(該当するものに○印をつけてください。 市町村(特別区)、社団・財団法人、社会福祉法人、運営委員会、 NPO法人、株式会社・その他())	勤務形態	週に 日間 勤務 又は 月に 日間 勤務
ふりがな 所属児童館・ 児童クラブ名称		種別	児童館・放課後児童クラブ
勤務先住所	〒 都道府県	電話	— —

勤務先が放課後児童クラブの場合、必ずご記入ください ➡	放課後児童支援員認定資格研修の修了について 受講都道府県 _____ 修了証番号 _____ 修了年月日 _____
-----------------------------	---

資格申請料・ 登録料 の合計	1. 個人会員である(会員No. _____) → 4,000円 2. 個人会員でない(資格申請のみ行う) → 6,000円 3. 今回の申請と同時に個人会員に入会する → 9,000円
----------------------	---

下記内容をご確認の上、必ず☑をお願いします。



資格取得後は法令を遵守し、倫理規範をもってさらなる自己研鑽に努めます。
万一、社会的信頼失墜行為を行った場合は、資格認定が取り消されることに異存ありません。

登録・申請料 の振込	※登録・申請料の振込後にご記入ください ○振込日 年 月 日 ○振込金額 (円) ○振込人名 ()		
---------------	---	--	--

事務局欄

受付日	西暦 年 月 日	登録番号		登録日	西暦 年 月 日
入金日	西暦 年 月 日	金額	¥	署名	送付日
					西暦 年 月 日
県児連	担当者				

財団受領 (県児連から)	入金日	西暦 年 月 日	金額	¥	署名	送付日	西暦 年 月 日	署名

【本書に記載される情報の取り扱いについて】一般財団法人児童健全育成推進財団は、本書に記載される個人情報を、①資格認定業務、②資格制度に係る資料送付等を目的として利用します。その他、情報の取り扱いに関する詳細は別途定めるプライバシーポリシーに準じますので同意の上でご申請ください。なお、必須項目の記載がない場合は、資格認定ができない場合があります。

児童厚生一級指導員 資格申請書

ふりがな			生年月日	西暦	年	月	日生
氏 名	※ 添付証明書と異なる場合…旧姓：		連絡先				
			メールアドレス				
自宅住所	〒 都 道 府 県						

運営団体	(該当するものに○印をつけてください。) 市町村（特別区）、社団・財団法人、社会福祉法人、運営委員会、 NPO法人、株式会社・その他（ ）	勤務形態	週に 日間 勤務 又は 月に 日間 勤務
ふりがな		種 別	児童館・放課後児童クラブ
所属児童館・ 児童クラブ名称			
勤務先住所	〒 都 道 府 県	電 話	— —

勤務先が放課後児童クラブの 場合、必ずご記入ください	放課後児童支援員認定資格研修の修了について 受請都道府県 _____ 修了証番号 _____ 修了年月日 _____
-------------------------------	---

中堅研修	修了年度 _____ 年度（認定試験合格通知の添付が必要です）	児童厚生2級指導員資格の認定番号：
------	---------------------------------	-------------------

資格申請料・ 登 録 料 の合計	1. 個人会員である（会員No. _____） → 5,000円 2. 個人会員でない（資格申請のみ行う） → 7,000円 3. 今回の申請と同時に個人会員に入会する → 10,000円
------------------------	--

下記内容をご確認の上、必ず☑をお願いします。

資格取得後は法令を遵守し、倫理規範をもってさらなる自己研鑽に努めます。

万一、社会的信頼失墜行為を行った場合は、資格認定が取り消されることに異存ありません。

登録・申請料 の振込	○振込日 _____ 月 _____ 日 ○振込金額（ _____ 円）
	○振込人名（ _____ ）

事務局欄

受付日	西暦 年 月 日	登録番号		登録日	西暦 年 月 日	
入金日	西暦 年 月 日	金額	¥	署名	入力日	
						西暦 年 月 日
送付日	西暦 年 月 日	署名				

【本書に記載される情報の取り扱いについて】一般財団法人児童健全育成推進財団は、本書に記載される個人情報を、①資格認定業務、②資格制度に係る資料送付等を目的として利用します。その他、情報の取り扱いに関する詳細は別途定めるプライバシーポリシーに準じますので同意の上でご申請ください。なお、必須項目の記載がない場合は、資格認定ができない場合があります。

登録内容変更届

西暦 年 月 日

一般財団法人児童健全育成推進財団 理事長 宛

次に関する登録内容について、変更が生じたので届け出ます。

※該当するものに✓を記入し、会員番号や登録番号（認定番号）をご記入ください

☐ 個人会員	会 員 番 号 : —
☐ 認定児童厚生員資格	保 有 資 格 : ☐ 2 級 、 ☐ 1 級 、 ☐ 1 級 特 別 、 ☐ 指 導 士 上位資格登録番号 :

※現在の内容をご記入ください（すべての項目を記入）

現在の 内容 (変更後)	氏 名	(ふりがな)		生年月日	西暦 年 月 日
	自宅住所	〒	(ふりがな)		
		都 道 府 県			
	電話番号		メール アドレス		

※登録済の内容をご記入ください（現在の内容に変更が生じた事項のみ記入）

登録済の 内容 (変更前)	氏 名	(ふりがな)			
	自宅住所	〒	(ふりがな)		
		都 道 府 県			
	電話番号		メール アドレス		

通信欄

【本書に記載される情報の取り扱いについて】一般財団法人児童健全育成推進財団は、本書に記載される個人情報を、①資格認定業務、②会員登録事務、③資格制度に関する資料送付や会員サービス提供に関する資料送付等を目的として利用します。その他、情報の取り扱いに関する詳細は別途定めるプライバシーポリシーに準じますので同意のうえでご記入ください。

証明書類等発行願

西暦 年 月 日

一般財団法人 児童健全育成推進財団
理 事 長 殿

氏 名 _____

以下のとおり、証明書類等の発行を依頼します。

＜発行を希望するものに○＞

- 1. 研修(体系科目)修了証明書(育成財団主催研修会修了証明に限る)・・・1通1,000円・・・A・B・D欄を記入
- 2. 資格認定証(現任者研修での取得に限る)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通1,000円・・・A・C・D欄を記入
※児童厚生員養成校での資格取得者はこの書類は使用できません。
- 3. 個人会員カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通 500円・・・A・D欄を記入

A欄

氏名	(旧姓:)	個人 会員番号	・不明	
住所	〒		電話番号	

B欄

発行を希望する 証明書等 ※育成財団主催研修会 に限る	1. 基礎研修会 修了証明書 2. 中堅児童厚生員等研修会 修了証明書 3. 児童厚生1級指導員資格認定試験合格通知 4. 児童厚生1級特別セミナー 修了証明書 5. 指導者研修会 6. その他 ()
参加年度	年度(不明な場合は下段を記入のこと)
	年月 年頃 月頃
	会場 県 もしくは会場名
参加当時の所属先	(不明な場合は自治体名)

C欄

発行希望級	2級 ・ 1級 ・ 1級特別 ・ 指導士
希望するもの	認定証 ・ カード (1通ごとに1,000円)

D欄

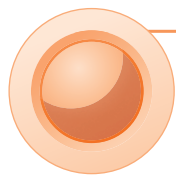
合計金額	円	振込日	振込金額	円
------	---	-----	------	---

※事務局記入欄

入金	西暦 年 月 日	印	発行	西暦 年 月 日	印
----	----------	---	----	----------	---

手数料納付について：下記の口座にお振込みください
振込先：ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0465899 口座名義：一般財団法人児童健全育成推進財団 研修口

【本書に記載される情報の取り扱いについて】一般財団法人児童健全育成推進財団は、本書に記載される個人情報、証明書類等発行・送付等を目的として利用します。その他、情報の取り扱いに関する詳細は別途定めるプライバシーポリシーに準じますので同意の上でご申請ください。
なお、必要項目の記載がない場合は、証明ができない場合があります。



児童健全育成推進財団のご案内

こどもたちに、遊びの時間と、いつもの居場所。

こどもたちの遊びの充実、児童館職員の人材育成を通じて、全国の児童館の運営をサポートしています。

また、行政や企業との連携、地域のボランティア活動への支援など、児童福祉の充実を図るために相互交流と活動の活性化に取り組んでいます。

○児童館の運営のサポート

- ・遊びのプログラムの開発、提供
- ・機材、物品の整備、事業への助成
- ・児童館、放課後児童クラブ向けの共済制度
- ・健全育成の情報発信、調査研究
- ・被災地支援（こどもの居場所づくり）
- ・児童福祉施設第三者評価事業

○職員のスキルアップの機会の提供

- ・研修会、セミナーの開催
- ・認定児童厚生員資格制度の実施

○全国の児童館の相互交流の場づくり

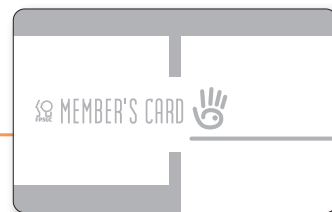
- ・全国各地の児童館のネットワーク化

○地域活動の活性化

- ・こどもの成長を支える地域組織活動（母親クラブ）の支援

個人会員制度

個人会員
オリジナルカード



育成財団では、こどもの健全育成をともに推進する個人会員制度があります。

個人会員は資格申請と同時に入会することができますので、資格申請時にあわせて加入をご検討ください。

1. 個人会員の特典

- (1) 会員カードの発行
- (2) 情報誌「じどうかん」送付（年4回）
- (3) 研修会の参加費の減免
- (4) 認定児童厚生員資格の取得費用の減免
- (5) 研修会・イベント等の情報サービス



情報誌「じどうかん」

2. 入会方法

資格申請時に入会する場合

育成財団に資格申請する際に、各資格の「申請書」にて簡便に申し込むことができ、入会金が免除されます。

ただし、「児童厚生2級指導員」資格を県児連に申請する場合には、同時に入会することができませんので、通常の入会方法で別途育成財団にお申し出ください。

通常入会の場合

所定の「個人会員入会申込書」に必要事項を記入し、育成財団へ直接申し込んでください。

☞ [育成財団ホームページ](#)からお申し込みいただけます。

3. 入会にかかる諸費用

Ⓐ 入会金	2,000 円	☞ 資格申請時に申し込む場合は免除されます。
Ⓑ 年会費	3,000 円	☞ 入会後は毎年一度、会費請求があります。

会費納付方法

1 資格申請時に入会する場合

育成財団に資格申請する場合は同時に入会手続きができます。各資格取得に要する費用と会員入会に要する費用を一括して納付してください。同時納付でなければ入会金免除は適用されません。

翌年度からは育成財団から会費請求をご送付します。

2 通常入会の場合

入会に要する費用ⒶⒷを一括して下記口座へ納付してください。

— 指定口座 —

郵便振替 口座記号番号 00140-6-465899

名義(加入者名) 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口

通信欄に「個人会員入会希望」とご記入ください。

銀行 ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店

当座 0465899 一般財団法人児童健全育成推進財団

4. 個人情報の取り扱い

会員の情報管理

個人情報は育成財団のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。

登録変更

入会申込書に記載された内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届(様式 3:P32)に記入し、育成財団事務局に届け出てください。

認定資格制度の問い合わせ先

一般財団法人児童健全育成推進財団 資格認定事務局

TEL : 03-3486-5141 (平日 午前 10 時～午後 6 時まで)

資格申請書の送付先

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F
一般財団法人児童健全育成推進財団 資格認定事務局

「児童厚生員等研修体系と認定児童厚生員資格制度ご案内」 (令和 7 年改正版)

令和 7 年 4 月 1 日

一般財団法人 児童健全育成推進財団

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7 F

TEL03-3486-5141 FAX03-3486-5142

URL <https://www.jidoukan.or.jp/>